

令和4年色麻町議会定例会3月会議会議録（第5号）

令和4年3月10日（木曜日）午前10時00分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠 員 なし

会議録署名議員

12番	福田弘君	1番	大内直子君
-----	------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	渡邊勝男君
色麻保育所長	花谷千佳子君

清水保育所長	千 葉 浩 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

議事日程 第5号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第3	議案第5号 令和3年度大原工業団地造成工事（2工区）請負変更契約の締結について
日程第4	議案第6号 訴えの提起について
日程第5	議案第7号 字の区域を新たに画することについて
日程第6	議案第8号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第12号）
日程第7	議案第9号 令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第10号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第6号）
日程第9	議案第11号 令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第10	議案第12号 令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第13号 令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第14号 令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
日程第13	議案第15号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第16号 色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第17号 色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

		る条例の一部改正について
日程第16	議案第18号	色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第19号	色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について
日程第18	議案第20号	色麻町道路線の認定について
追加日程第1	議案第1号	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）
日程第19	議案第21号	令和4年度色麻町一般会計予算
日程第20	議案第22号	令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第21	議案第23号	令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第22	議案第24号	令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第23	議案第25号	令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第24	議案第26号	令和4年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第25	議案第27号	令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第26	議案第28号	令和4年度色麻町下水道事業特別会計予算
日程第27	議案第29号	令和4年度色麻町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第3	議案第5号	令和3年度大原工業団地造成工事（2工区）請負変更契約の締結について
日程第4	議案第6号	訴えの提起について
日程第5	議案第7号	字の区域を新たに画することについて
日程第6	議案第8号	令和3年度色麻町一般会計補正予算（第12号）
日程第7	議案第9号	令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第10号	令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第6号）
日程第9	議案第11号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第10	議案第12号	令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第13号	令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第14号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
日程第13	議案第15号	令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

		号)
日程第14	議案第16号	色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第17号	色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第18号	色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第19号	色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について
日程第18	議案第20号	色麻町道路線の認定について
追加日程第1	議案第1号	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）
日程第19	議案第21号	令和4年度色麻町一般会計予算
日程第20	議案第22号	令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第21	議案第23号	令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第22	議案第24号	令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第23	議案第25号	令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第24	議案第26号	令和4年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第25	議案第27号	令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第26	議案第28号	令和4年度色麻町下水道事業特別会計予算
日程第27	議案第29号	令和4年度色麻町水道事業会計予算

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名です。欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、12番福田 弘議

員、1番大内直子議員の両議員を指名いたします。

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中山 哲君） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

○総務課課長補佐（但馬健太君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、色麻町黒沢字石神北6番地2。

氏名、畑中けい子。

昭和32年9月3日生。

令和4年3月4日提出。色麻町長。

○議長（中山 哲君） 提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（早坂利悦君） 諮問の人権擁護委員の推薦についての意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

畑中けい子さんにおかれましては、平成31年4月1日から人権擁護委員として御活躍をいただいているところでありますが、今般、令和4年6月30日で任期満了となりますので、引き続き推薦を申し上げたく、議会の御意見をお伺いするものであります。

畑中さんは議員皆様も御存じのとおり、住民からの信頼が厚く、人格、識見も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任であると考えます。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦したいと考えますので、議会の御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） この諮問については、町長から推薦に当たっての意見を求められておりますので、意見のある議員の発言を許可いたします。3番相原和洋議員、御登壇の上、意見をお願いいたします。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） おはようございます。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての議会としての意見を申し上げます。

ただいま町長からの提案説明にもありましたが、被推薦者の畑中けい子さんは、平成31年4月1日から人権擁護委員として御活躍されております。至誠温厚にしてその信望も厚く、その識見並びに教養は卓越しており、人権擁護委員として引き続き2期目を担っていただきたく、大変ふさわしい方であり、今後も活躍が大いに期待されているとこ

ろであります。議員各位には満堂の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の意見といたします。

○議長（中山 哲君） ほかに意見ありませんか。

〔「意見なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 意見なしと認めます。

○議長（中山 哲君） それでは、ただいまの3番相原和洋議員の意見をもって議会の意見としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、3番相原和洋議員の意見をもって色麻町議会の意見とすることに決しましたので、諮問第1号についてはただいまの意見を町長に答申いたします。

日程第3 議案第5号 令和3年度大原工業団地造成工事（2工区）請負変更契約の締結について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第5号令和3年度大原工業団地造成工事（2工区）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第5号令和3年度大原工業団地造成工事（2工区）請負変更契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度大原工業団地造成工事（2工区）につきましては、昨年9月15日に議決をいただき、請負金額9,680万円で旭興業株式会社と請負契約を締結し、現在、施工中でございます。工事の内容に変更が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更の内容について御説明いたします。

表土掘削に伴う残土、約5,000立方メートルございますけれども、土砂運搬を当初設計において、その距離を7.5キロとして設計しておりました。この運搬距離の短縮を図ることが工事費の削減につながることから、地元区長さんの御協力をいただきながら所有者の方々の了承を得て、工事現場に近接した田などへの運搬が可能になったことで、当初設計時の運搬距離7.5キロメートルから1.5キロメートルに短縮となりました。

また、側溝工でございますプレキャストU型側溝が、当初設計で122メートルとしておりましたが、工事施工に伴い民地境界に近いと、施工が困難と判断いたしまして、今回の工事より減額といたしました。

防塵ネットにつきましても、当初設計670メートルとしておりましたが、工事期間中、施工条件がよく、防塵ネットを張らずに施工できたため、減工となったことなどから、

請負額が1,620万9,600円の減額となったものでございます。

以上、請負額8,059万400円とする工事請負変更仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号 訴えの提起について

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第6号訴えの提起についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第6号訴えの提起につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地域活性化住宅でありますあたご住宅A棟109号室に入居しておりました契約者及び契約者の連帯保証人、連帯保証人法定相続人につきまして、退去に伴って支払っていたいておりません住宅使用料、駐車場使用料、退去に伴う修繕料の料金につきまして、古川簡易裁判所に支払いに係る訴えを起こすものでございます。訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） この件は全員協議会でも過般、説明がございました。その中でどうも元町民、住民を町が訴えるという前例のないことだというふうに理解はしますが、それでも。

その中で活性化住宅条例、これを見ますと、第8条で、地域活性化住宅へ入居を希望する者は町長の定めるところによる入居の申込みをする。そして、それを審査する色麻町地域活性化住宅入居審査会というのが第2項にあります。そうしますと、このAさんに対して活性化住宅に入居させてもよいという判断を審査会がしたわけですね。にもかかわらず、家賃を払っていないということで訴訟を提起するということは、この審査会に問題はなかったのかどうか。1人でも他町より住人、町民を増やすために今、努力している姿勢は分かります。しかし、審査会で審査した結果は、入居させてもよいという判断をしたわけでしょう。そして、この審査会、この委員というのは、色麻町活性化住宅管理規則によると、会長は町長、副会長は副町長、委員は学識経験者及び町の職員のうちから町長が委嘱するということになっています。町長や副町長が入って審査しているんですよ。審査会の審査方法に問題なかったかどうか、1つ。

それから、今申しましたように、入居審査会の委員は町長も入っているんですけども、申込みを受けるのは町長ですね。そうした場合、町長がこの審査会に入っていて、道義的に問題ないのかどうか。本来は建設水道課なりなんなり、ほかの契約をする場合、副町長が委員長になってやっているというふうに理解していますけれども、なぜ活性化住宅の入居審査会の会長が町長で、答申を受けるのが町長なのか。ちょっと意味が分からないので、その辺の説明をひとつお願いします。

それから、全協での資料で67万4,800円滞納しているという話、説明を受けたわけですが、たしかこの条例によりますと、3万5,000円だと、月額。それから、条件いろいろありますけれども4万5,000円、さらに、中学生以下の子が2人同居する者の家賃の月額、これは1人増えるごとに5,000円というような話になっていますので、半端が出るというのはどういう理由なのか。ちょっと分からないので、67万4,800円という額です。この辺の3点、説明をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 審査については、ほとんど書類の審査ということになりますので、所定の書類が整っていれば、それはお認めをするということになっております。ただ、警察署のほうからも、その人が変わった団体に入っていないかどうかという、そういう意見を聞きながら、あとは書類さえそろっていれば大丈夫だということで判断をしております。

それから、全て町長のほうに、町長名に書類の申請がなされるわけですが、実際は今言ったように書類審査ですので、私が直接それに携わるということはほとんどございません。という状況でございます。

あと、3つ目は担当。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 3つ目の御質問でございます半端が出るということでございますけれども、入居者につきましては、平成27年入居時にお子様が1人おられました。その後、平成28年1月に第2子が誕生しております。そのときに家賃につきましては、届出があった月の日割り計算で減額すると。（「（聴取不能）」の声あり）

○議長（中山 哲君） ちょっと工藤議員、手を挙げて。もう一度。（「いや、2回目なので立つと。1回目でまだいいんですか。要は私は、半端が出るんだけれども、どういう理由で出たんですかということ聞いているの。……がどうだとか、まず端的に説明してほしいの」の声あり）

今、答弁させます。そして、答弁してんだから、ちょっと聞いていてください。

建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） では、端的にということでございますので。

お子様が生まれた時の日割り計算によりまして、端数が出てしまうということでございます。900円が2か月分ですかね。第2子、第3子ということで、その端数が出てしまいまして、二九、十八と、1,800円というものが出たということでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤議員、2番目のこの会長が町長で諮問を受けるのが町長だということで、それでいいのかというものも2番目にあったんですけれども、よろしいんですか。

○8番（工藤昭憲君） 今、もう1回尋ねます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 町長の説明、答弁ですと、書類審査だよと。要するに、対面の面接は一切していないという答弁。そして、条例によると町長が会長になって、規則では町長に答申するというふうになってはいますけれども、書類審査なので実際はほとんど関わっていないよと。だったら、これ、「町長」というのを直したらどうでしょうかね。

それから、面接しないでやっているということは、面倒くさいからなのか、どういう理由なのか分かりませんが、書類審査だという答弁ですけれども、だから、それで問題なかったのかなという疑問があるんです。書類審査だけで。だから、その辺について改善の余地があるのかなというふうに思うものですから、面倒くさいかどうか知りませんが、その辺はやっぱしっかりと、こういうことを踏まえますと、今後の対策のためにも何らかの対策は講じなくてはならないと思いますので、その辺はもう一度確認をしたいと思います。

それから、全協での説明では、連帯保証人にも支払いを求めたが、応じてもらえなかったというふうに説明をしていましたけれども、10条の1号で連帯保証人2名の連署する賃貸借契約、提出するということになってはいますし、また、規則のほうでも連帯保証人、8条1項、2項が求めている、さらに、2項では、連帯保証人の弁済能力に影響のある事項に変更が生じたとき、もしくは死亡したときというふうに書いてありますけれども、何か全協での説明では、連帯保証人、亡くなっていたのも知らなかったという説

明でしたよね。大体、8条の2項にこういうふうに規則載せていて、死亡したときにはすぐに町長に書類を提出して承認を受けなければならないというふうに定めているのに、知らなかったという。間抜けな話ですよ、これ、正直言って。だから、その辺の連帯保証人の審査もしっかりしたのか。

町長の答弁ですと、ただ単に書類審査だよという言い方する。それから、連帯保証人に対してしっかりと連帯保証人というものの趣旨、説明をしたのか。そのことによって連帯保証人が承諾したのかどうか。大変重要な部分だと思いますけれども、その手続、プロセスはどのようになっているのか。その辺答弁願います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 住宅の趣旨といいますかね、活性化住宅なりというような、そういうことも踏まえながらの書類の審査ということになるわけですが、結局、直接対面しても、今言ったような書類がきちんとそろっていれば、例えば保証人がどうだとかね、そういうのがきちんとそろってあれば、それは対面をして、いわゆる面接をしてどうのこうのしなくても済むものだというふうに思うんです。仮に面接をしても、その書類がじゃあどうでもいいかっちゅうわけにいきませんからね。やっぱり問題は、しっかりした書類の下に入居の申請がされているかどうかなもんですので、それさえまずもってきちんと整えているかどうかと。ですから、その書類の中には、所得証明書とかそういうのもみんな入るわけですし、保証人も納得して判こをついてきているものというふうに思わなくちゃなりませんのでね。まさか保証人の人を呼んでというわけにはいっていないので。そういういわゆる書類の整備というものをしっかりされていれば、それでいいということで判断をしてきたということになりますので、今後もそれで私はいいいのではないかと思うんですよ。

問題は、やっぱり入居する人が、途中で例えば所得が変わったとか、仕事が変わって思うように払うようにできなくなってしまったと。いろいろそういう状況が確かにあるかと思いますが、悪意的に支払い能力があっても支払う気がないというようなことが大変困るわけですし、それは住宅だけじゃなくて、何の公共料金でも同じなんですけれども、まずもってその辺のところをしっかりとこちらからは指示をする、話をするということは大事だと思います。私直接でねくて、担当がそれは話されております。

それから、このままでいいかと言ったんですが、このままで、今の状況でこのようなふうにして審査をすることについては、私はいいいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 連帯保証人について知らなかったということでございますけれども、連帯保証人につきましては、支払い能力がなくなった場合とか、死亡した場合には、契約者様のほうから連絡いただくということになっておりました。

町のほうでも知らなかったという落ち度はございますけれども、今後、調査なり、そういうのをしていかなければいけないのかなというところでおります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） どうも釈然としないんですけれどもね、町長の答弁は。要するに、こういうことがある。色麻町民、元町民、住民だった人を色麻町が訴えるわけでしょう。正直言って、これは恥だと思います。大失態、正直言って。そういうふうに捉えます。やはりこの審査手続というのは大変煩雑だと思いますので、書類審査だという話ですけども、ただ、こういうことがあったから、だから今後のためにも何か対策を講じたらいかげすかと言ってんですよ。それを今、町長の答弁ですと、問題ないからこのまましていくと。そして、保証人も納得したものと思いますと。納得したと思いますじゃなくて、納得してもらうように説明したのかとお尋ねしているんです、私は。納得する、判こついたんだからいいでしょうという思い、そういう考えのようなんですけれども。町長はよくその内容分らないから、納得したもので判こついたんだよというふうに思いますという答弁ですけども、やはりきちんと説明、だから、なさったんですかという問いかけしたんですけれども、それはなかったの。そして、何か変化があれば連絡をもらうようにというふうになってますというものの、そういうものを相手がしっかり、相手に伝わっていなければ、そういう連絡だって来ないわけですよ。もちろん亡くなったらばすぐ連絡くださいと。そして、連帯保証人を別な人を立ててくださいというような、そういう説明をするんだと思いますけれども。だから、最初の段階でその説明がしっかりなされたのかどうかということなんですよ。

それから、支払総額、全協での説明では135万何がしという説明だったんですけれども、これを見ますと、そして、条例では指定された納付期限に納付をしなければ年14.6%の延滞金を加算しますよ、かけますよということになってはいますけれども、これは単純に67万4,800円なり、33万7,400円なり、足したものに対して掛けた数字で総額、これだけのものなのかどうか。それをちょっと確認したいと思います。

それから、敷金10万5,000円、たしか頂いているわけですよ。それがこれを差し引いた金額なのか。この135万4,000何がしというのが、その残額なのかどうか。それを確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かにいろいろ指摘されれば、それも一理はあるかと思います。

保証人は、通常、保証人は印鑑を押しているわけですよ、書類は。印鑑を押すということは、保証人となることを認めたというふうに普通は受け止めるわけですよ。それを一々、一人一人保証人を呼んで確認というわけには、そこまではちょっとね、しなくてもいいと。ですから、納得したものと思うというふうな言い方をしましたけれども、そういうものだと思うんですよ。納得しなければ判こ押してよこさないわけですからね、それは。普通はそういうふうに受け止めていいというふうに私は思います。

それから、確かに今まで住宅に入っていた方も町民だと。町民を訴えることは恥だというふうには言われますけれども、それじゃあ、泣き寝入りはということにもなるんですが、やっぱりこれは公金として納めていただかなくちゃならないものですので、これ

はやっぱり町民であれば当然、納めてもらわなければならないものを納めないということで、大枚の金をこのように引きずっているわけですので、これは、もうこれ以上、住宅にいられるわけにいかないということで退去を命令する。退去する際には、今までのいわゆる滞った分については、支払いをこちらから願います。する気がなければこのような状態になってしまうと。これはやむを得ないんじゃないかと。これは好んでやっているわけではないですよ。好んでやるわけではないですけども、やむを得ない措置だというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 延滞金につきまして御説明させていただきます。

延滞金につきましては、納入するまで金額がかかるということでございますので、請求してから、町の請求した期日のものがございまして、その期日の翌日から納入されるまでの金額がこの率によりまして変わってくるということでございます。

敷金につきましては、滞納額に充当させていただきまして、敷金もその滞納額に合わせた後の残額ということでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 議案第6号は訴えの提起についての内容ですが、これは住宅に関し、正規の手続を取って入居してもらい、その結果として入居者が滞納した。それに基づいて多少問題あるんですが、請求とかなんとか、その辺の関係については少し時間が経過したのではないかなと思われそうですが、それを受けて、今回、弁護士と相談し、今回、このような形で訴えの提起をした。

それから、ここにかかる延滞金等はプロである弁護士がそれぞれ所定の法律に基づいて作成して内容をまとめたという内容でよろしいかどうか、説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

訴えにつきましては、顧問弁護士でございます弁護士さんに御相談させていただきまして準備を整えまして、やるということでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 私も伝わらない、質疑やっているようです。私が言ってんのは、弁護士とよく相談して、こういう状況で訴えを提起する、そのために議会の承認を求めるといって上程しているということなんでしょう。弁護士と相談しなければ、あなたたち、このくらいのことができますか、逆に。そうではなくて、所定の手続で、いいですか、正式な手続で入居してもらったんだけど、滞納した。それによって、弁護士に相談して損害賠償できる、それを確信したからこういう形で訴えの提起をするわけですよ。ただ、結果として、請求額が全部回収されるかどうかはそれはまた別な問題であって、その辺をはっきり説明すれば、これは何ら問題ないんじゃないですか。そういう内

容でよろしいんですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そのとおりでございます。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 字の区域を新たに画することについて

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第7号字の区域を新たに画することについてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 議案第7号字の区域を新たに画することについて、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、高城地区の農地整備事業が施工されたことに伴い、県営高城地区土地改良事業区域内において、字の区域を新たに画するものであります。

高城地区は平成22年度に農地整備事業の採択を受け、地区面積81.5ヘクタール、総事業費11億5,000万円の事業概要により実施され、令和4年度で事業が完了する予定であります。

本案は圃場整備事業が施工され、小規模の農地の区画から大規模区画の農地に再整備されたことに伴い、事業区域の字の区域を新たに画することによって、合理的な換地処分を実施するものでございます。

審議資料2ページをお開きください。

区域の明細図を示させていただきましたが、資料の中ほどから上の部分に示した図については、この資料の右上の位置図に示したとおり、一級河川鳴瀬川と一級河川保野川に挟まれた区域であり、新たな字名を高城字北高城とし、資料の下の部分に記載した図につきましても、一級河川保野川及び一級河川鳴瀬川の南側の区域であり、新たな字名

を高城字下高城とするものでございます。

議案書 6 ページを御覧ください。

現在の字名の高城字福田前から 8 ページの米泉字長谷川までを高城字北高城とし、高城字館から 9 ページの高城字新伊勢堂までを高城字下高城とするものであります。

以上、よろしく審議を賜り御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 8 号 令和 3 年度色麻町一般会計補正予算（第 12 号）

○議長（中山 哲君） 日程第 6、議案第 8 号令和 3 年度色麻町一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第 8 号令和 3 年度色麻町一般会計補正予算（第 12 号）について、提案理由を御説明いたします。

今回、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 8,249 万 9,000 円を減額し、予算総額をそれぞれ 49 億 3,895 万 7,000 円といたしました。今回の補正は、予算執行に基づく予算整理のための減額と、国庫支出金や県支出金などの交付確定額等に伴う補正が主なものでございます。

そこで、補正の主なもののみ御説明をさせていただきたいと存じます。

議案書 19 ページを御覧ください。

まず、歳入から申し上げます。

第 1 款町税は、法人町民税が 1,000 万円の増、町たばこ税が 399 万 5,000 円の増、合わせまして 1,399 万 5,000 円の増となっております。

第7款地方消費税交付金は、交付額確定により一般財源分、社会保障財源分、合わせまして1,069万円6,000円の増。

第14款使用料及び手数料は、行政財産占有料66万円の減、清水保育所保育料97万5,000円の増など、合わせまして85万8,000円の減。

20ページになります。

第15款国庫支出金は、第1項国庫負担金で障害者自立支援給付費負担金527万2,000円の増、児童手当交付金462万3,000円の減、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金417万9,000円の増、第2項国庫補助金で子育て世帯生活支援特別給付事業補助金279万円の減、21ページになりますが、社会資本整備総合交付金179万5,000円の減、防衛施設周辺障害防止事業補助金1,310万3,000円の減、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金199万5,000円の減、3項委託金で衆議院議員選挙費委託金148万2,000円の減など、合わせまして1,555万4,000円の減となっております。

第16款県支出金は、第1項県負担金で保険基盤安定負担金114万5,000円の増、22ページになりますが、障害者自立支援給付費負担金263万6,000円の増、第2項県補助金で農地集積・集約化対策事業補助金176万2,000円の増、23ページになりますが、第3項委託金で宮城県知事選挙費委託金221万円の減など、合わせまして81万7,000円の減となっております。

第18款寄付金でございますが、今回、匿名希望の方や、金額の非公表を希望されている方が複数いらっしゃいますので、この場での説明は差し控えさせていただきますので、議会開会初日に配付いたしました寄附サイの一覧を御覧いただきたいと思います。一般寄附、指定寄附、ふるさと納税寄附、合わせまして585万3,000円を増額いたしております。御寄附を賜りました皆様には改めて深く感謝を申し上げます。

第19款繰入金は、財政調整基金繰入金9,020万円の減、長寿社会対策基金繰入金168万6,000円の減、合わせまして9,188万6,000円の減となっております。

第21款諸収入は、第4項雑入で新市町村振興宝くじ市町村交付金283万7,000円の増、市町村新型コロナウイルス感染防止事業支援金307万2,000円の増、令和2年度県後期高齢者医療広域連合市町村負担金精算による返還金693万7,000円の増など、合わせまして1,240万5,000円の増となっております。

第22款町債は、緊急浚渫推進事業債460万円の減、青野岳山線改良事業債650万円の減、防災行政無線整備事業債410万円の減など、合わせまして1,630万円の減となっております。

次に、歳出について申し上げます。

歳出の補正につきましては、人件費及び各事業の実績に基づく予算整理による減額が主なものとなりますが、今回のこの説明につきましては、主な増額補正について申し上げます。

28ページお開き願いたいと存じます。

第2款総務費では、第1項総務管理費で9目諸費、ふるさとまちづくり基金積立金

581万3,000円の増となっております。

32ページに飛んでください。

第3款民生費では、第1項社会福祉費1目社会福祉総務費で加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金2,701万7,000円の増、2目老人福祉費で介護保険特別会計繰出金127万4,000円の増、33ページ、7目障害者福祉費で介護給付訓練等給付費240万円の増となっております。

37ページお開き願います。

第4款衛生費では、5目保健福祉センター管理費で保健福祉センターの光熱水費165万円の増、38ページ、8目新型コロナウイルスワクチン接種事業でワクチン接種委託料418万円の増となっております。

39ページになります。

第6款農林水産業費では、第1項農業費3目農業振興費で農地集積・集約化対策事業補助金176万3,000円の増、6目生産調整対策費でエゴマ栽培推進事業補助金260万円の増となっております。

42ページにお進みください。

第8款土木費では、第2項道路橋梁費で除雪経費として燃料費70万円、除雪車運転委託料60万円、除雪車両借上料600万円の増となっております。

47の②のページを御覧になってください。

第13款諸支出金では、財政調整基金積立金を1,500万円増額いたしております。

第14款予備費は、58万円を減額し、歳入歳出予算の調整を行ったところであります。

次に、15ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為補正でございますが、航空写真撮影業務の委託、令和3年度から令和4年度の期間、限度額623万7,000円で設定することを追加いたしております。

最後になりますが、16ページ、第3表地方債補正でございます。本年度借入額が確定いたしましたので、それぞれ限度額を補正後の欄に記載した金額のとおり減額する内容となります。

以上、令和3年度色麻町一般会計補正予算（第12号）の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答え申し上げます。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書19ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款町税第1項町民税。（「なし」の声あり）

第4項町たばこ税。（「なし」の声あり）

第7款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金。（「なし」の声あり）

第13款分担金及び負担金第1項負担金。（「なし」の声あり）

第14款使用料及び手数料第1項使用料。（「なし」の声あり）

第2項手数料。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねいたします。

国庫補助金、目に行きますと6目防衛施設周辺整備補助金、これの説明の備考に防衛施設周辺障害防止事業補助金という項目で今回1,310何万円減額しているんですが、これは防衛の条の関係上、何条に当たるのか、この項目。まず、お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 答えいたします。

3条になります。（「了解しました」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 民生費国庫補助金の。

○議長（中山 哲君） 福田議員、マイクを近づけてください。

○12番（福田 弘君） すみません。

国庫補助金、民生費関係なんですけれども、児童福祉補助金として保育士等処遇改善臨時特例交付金60万9,000円、今回追加計上されております。これは保育士さん方、児童福祉関係に関わる方々の処遇改善を促すという趣旨で国のほうから来ている補助金だと思います。

それで、歳出のほうを見てみますと、35ページの児童福祉費のほうで、放課後児童支援費等処遇改善臨時特例事業補助金として13万円計上されております。そうしますと、47万9,000円ほど残額として残るわけなんですけれども、その47万9,000円、どのような形で保育士さん方の処遇改善に活用されたものかどうか。どっかの目に充当されているのかなとは思われますけれども、その辺ちょっと予算数上、見えないもんですから、お伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 13万円の差額の分ということでございますが、今回、会計年度任用職員である保育所・幼稚園に勤務する方々には同じような処遇改善を図るということで、歳出のほうで今言われた金額につきましては、学童保育施設のほうの補助金ということになります。その残りの差については、町が負担した分として町に入ってくるお金というふうに御理解賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） そうしますと、差額の47万9,000円は両保育所あるいは幼稚園も含むかもしれませんが、そこに勤務なさっている方々の会計年度職員の方々の処遇改善に充当したと。そうしますと、いろいろ時間給とか、あるいは月額給いろいろ定めていると思いますけれども、それはこの補助金があったことによって引き上げられたものかどうか、その辺伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 令和4年2月分からということになるんですけれども、2月・3月分がその四十数万円という金額にはなりますので、国の方針としましては3%程度の引上げということで、町のほうでは、それに相当する額の引上げを2月1日から行うということで、今の段階ではそこに勤務する方々の級については、4号俸上位の号俸にするという方針で今回、予算化をしております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第1項県負担金。（「なし」の声あり）

第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第17款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第18款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第21款諸収入第4項雑入。小川一男議員。

○6番（小川一男君） ここで、保健福祉課の過年度分の精算なんですが、金額は精算した結果なんでしょうけれども、なぜこの時期に計上したのか。事業年度の違いにしても、かなりの時間的差があるのではないかなと思われそうですが、その点について。今回、この時期に計上した理由について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

雑入で過年度分の社会福祉協議会の精算に伴う返還金ということで45万9,000円を増額補正した次第です。この時期にということですが、協議会のほうから報告がございましたのが6月以降ということで報告がございまして、今の時期になったということでございます。3月の補正ということで今年度の対応というような形で、3月のこの時期に至ったという状況でございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今の説明ですと、ちょっと内容的に納得できるものではないと思われま。先ほど課長は6月という形で云々なんですが、今、何月ですか。よくコロナ関係で総会云々という形で延期とか云々があるんですが、そういう形であっても、総会

であれば書面決議とか、年度決算は事業年度、定款によっていろいろなんでしょうけれども、2か月以内、3か月以内、そういう形でやっているわけです。それで、こういう形で、打切りであればそれはよろしいんですが、補助金を出してもらったほうが返還金を精算する制度になってるのであれば、金額の過多は別にしても、もっと速やかにやらなければならないと思うんですが。あまりにもこの時期に出すのは、俗に言う井勘定ではないでしょうか。再度説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） この時期になったということで、大変申し訳ございません。今後、事務遂行をスピーディーに行っていきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。小川一男議員。

○6番（小川一男君） 特別会計とか特殊とか、そういう経常的なものでない、こういう経理ですね。よく継続性の原則とか・・・とか、そういう形でやっていて、昨日今日、この補助金を出しているわけではないわけですね。やっぱりもう少し職務に忠実に、期間を厳守してやらなければ、いつまでたってもこういう会計処理、金が、返還金が多い、少ないにかかわらず、もう少しその辺は数字に対して責任を持って対応してもらいたんですが、完全なるこれは事務処理の、私はミスだと思うんですが。あるいは、もし担当の職員が変わった、変更ということであれば、なおさら事務引継ぎ等、徹底しない。それも管理者としての責任ではないかなと思われそうですが、再度説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 今後、担当が例えば変わったとしても、きちんと対応して事務執行、支障のないように今後していきたいと思えます。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第22款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般会計補正予算の質疑を続行いたします。

議案書26ページ、歳出から入ります。

第1款議会費第1項議会費。（「なし」の声あり）

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

27ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

28ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

29ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

第2項町税費。（「なし」の声あり）

第3項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

第4項選挙費。（「なし」の声あり）

31ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

第5項統計調査費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 2目の老人福祉費でお伺いいたします。

高齢者等タクシー利用助成事業、今回、実績を見越して140万円減額したものと思います。この事業については、町長の令和3年度の目玉事業として始めた新規事業で、当初予算で240万円計上されておりました。今回、140万円減額ということは、実質活用されたのが100万円程度ということになろうかと思えますけれども、新年度でも同じような形態で同額計上しているものですから、利用率が低かった理由などをどのように分析しているものか。詳細な数値は必要ありませんので、その辺分析されているかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 答えいたします。

分析しているかというようなことですが、周知につきましては、広報紙だったり、有線放送で周知をしたり、あとは保健福祉課の職員が高齢者世帯への訪問の際に事業の説明を行っている状況でございます。

そういった中で、高齢者の方のお声を伺いますと、まず、対象となっても、まだ車の運転をしているのでまだ必要がないということだったりですね、あと、令和2年度から始まった事業なんですけど、令和2年度、3年度とコロナ禍ということで出かけるのを自粛したというようなお声も聞いている状況です。また、通院の際に、同居はしていないんですが、御家族の方に乗せていってもらえるなどの理由で申請を見合わせているというような方もいらっしゃるような状況でございます。

一番、コロナの影響でやっぱり外出を控えている方等もいらっしゃるようですので、2年度、3年度とちょうどコロナの影響を直に受けているというような状況もある程度考えますと、令和4年度につきましても、3年度と同様な形、予算的にも令和3年度と同様な形で対応してまいりたいと現時点では考えている状況でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 大きな理由はコロナウイルス感染症の関係で外出を控えた。あと、まだ高齢者であっても運転可能な方もいらっしゃる。もう1点、家族の協力の下、家族にお願いして移動手段を確保しているというのが大きな理由ということですね。

それで、これは新年度予算だと言われれば怒られるんですけども、そういう分析を踏まえて、現時点で新年度のこのPRなどについても検討なさっているものと思います。

けれども、その広報活動などをどのように次年度に向けて検討なされているかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

広報活動ということで1つ、有線放送で3月、今月中に3年度の利用については3月末ですというようなアナウンスと、4月からですね、議会議決後にはなるかと思うんですが、4月からまたタクシー利用助成がありますというような形で周知のほうをしたいと思っております。また、民生委員の方々にもこういった事業の推進というような形で周知のほうも図ってまいりたいと考えております。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

33ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

35ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

37ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

第2項清掃費。（「なし」の声あり）

第3項下水道費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 農業費、39ページの農業振興費、3目農業振興費の農地集積集約化対策事業176万3,000円の増額であります。これは多分、志津地区の関係と考えますが、この農地集積、集積面積をお知らせ願いたいと思いますし、ただ、集積面積でもパーセントありますから、その部分でお願いしたいと思います。

あと、この中に経営転換金、要はリタイア資金ですね、これなども入っているのかどうか伺います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

地域集積協力金につきましては、1つの法人が農地を農地中間管理機構を通して契約したことにより協力金の対象になるということで、対象面積につきましては27.24ヘクタールでございます。集積率につきましては43.6%、交付額につきましては435万8,400円でございます。

それから、経営転換協力金につきましては440万4,500円ということで、2つ合わせまして876万2,900円でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 今回、我が地区においても、そういう法人化の中で今後、農地集積の関係で町当局、また、農協さんに今後お世話にならなくちゃいけないわけですが、町長が常々申している基幹産業ということで後継者不足、要は荒れ地をなくすということの考えの中で、今後とも農地集積、そういう法人化対策に尽力してもらいたいんです。

が、ここで町長の意気込み、ひとつ聞いておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは今回の一般質問でも大分、皆さんのほうからのお話がありましたけれども、農業関係については、やっぱり大事にしていかなくちゃならないという思いでこれからもやっていきたいというふうに思います。その中で集積をされながら、その地区の中でしっかりと荒廃地なんかを出さないような、そういう努力もお願いしたいというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

40ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

第2項林業費。（「なし」の声あり）

第7款商工費第1項商工費。（「なし」の声あり）

第8款土木費第1項土木管理費。（「なし」の声あり）

第2項道路橋梁費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねをいたします。

5目大原2号線、この件で先ほど歳入で周辺障害防止事業債、この部分の活用の部分がここに出てきてるんだろうと思うんですが、3条予算、障害防止の部分が先ほどの予算だということであれば、この2号線との因果関係的な部分はこういったものになるのかをお示しいただきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました3条予算ということでございますけれども、防衛施設周辺の生活の環境の整備に関する法律第3条ということでございますが、これにつきましては、自衛隊等の装甲車両、その他重車両の頻繁な使用、銃撃、砲撃、その他軽い、火薬だと思っておりますけれども、これの非常な頻繁等の行為により生じる障害の防止のために、それを軽減するために必要な施設の工事を行うものに対しまして、予算の範囲内で補助をいただいているということでございます。自衛隊車両が通ることによって道路が壊れたということを認めていただきましたので、その補助金ということでございます。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第3項河川費。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 河川費、2目河川維持費の12節委託料の普通河川現況調査委託料453万9,000円の減額であります。これは当初予算で1,080万円ほど予算を計上した中で調査委託料の実績として上がってきたと思いますが、当初予算の説明の際、4つの河川で約4.7キロの調査を行うということでありましたが、まだ委託中だと思っておりますが、河川名と延長が分かればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

河川、4河川ということでございますけれども、河川名につきましては、芦田野沢、中野岫沢、埋川、猪子沢ということでございます。延長につきましては、芦田野沢につきましては1,410メートル、中野岫沢につきましては330メートル、埋川につきましては360メートル、猪子沢につきましては900メートルということで調査を行いまして、土砂が堆積しているということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第4項住宅費。（「なし」の声あり）

第5項下水道費。（「なし」の声あり）

第9款消防費第1項消防費。（「なし」の声あり）

45ページに入ります。

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

第2項色麻小学校費。（「なし」の声あり）

第3項色麻中学校費。（「なし」の声あり）

第4項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第5項社会教育費。（「なし」の声あり）

47ページ、ありませんか。（「なし」の声あり）

第6項保健体育費。（「なし」の声あり）

第13款諸支出金第1項基金費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、15ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、16ページ、第3表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算
(第3号)

○議長(中山 哲君) 日程第7、議案第9号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長(竹荒 弘君) 議案第9号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から296万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,196万9,000円と定めるものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

議案書53ページをお開きください。

歳入ですが、第1款1項1目利子及び配当金では6,000円を補正し、補正後の予算額を5万9,000円とするものです。

第3款1項1目奨学資金貸付基金繰入金では400万円を減額し、補正後の予算額を100万円とするものです。こちらは貸付者が少なく、繰入れする必要がなくなったことによる減額となります。

第4款2項1目返還金では103万3,000円を補正し、補正後の予算額を1,005万6,000円とするものです。こちらは予算よりも多く返還されたための補正となります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

54ページをお開きください。

第1款1項1目積立金では100万円を補正し、補正後の予算額を190万5,000円とするものです。

第2款1項1目貸与事業費では、貸付申出者が少なかったため396万円を減額し、補正後の予算額を996万円とするものです。

第3款1項1目予備費では、歳入歳出予算の調整のため1,000円を減額するものです。

以上で、令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中山 哲君) 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長(中山 哲君) これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山 哲君) 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書53ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第3款繰入金第1項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第4款諸収入第2項返還金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款積立金第1項積立金。（「なし」の声あり）

第2款貸与事業費第1項貸与事業費。（「なし」の声あり）

第3款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第6号）

○議長（中山 哲君） 日程第8、議案第10号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第10号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,950万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,842万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして御説明を申し上げます。

歳入から申し上げます。

議案書61ページをお開き願います。

第5款町債1項町債1目地域開発事業債では、工業団地造成工事費等の工業団地整備

事業費の減額によりまして、その財源といたしております工業団地整備事業債につきまして2,950万円を減額とするものでございます。

歳出について御説明申し上げます。

62ページを御覧いただきたいと思います。

第3款事業管理費1項工業団地整備事業費1目工業団地整備事業費におきまして、13節の使用料及び賃借料では重機借上料150万円の減額、14節の工事請負費では、議案第5号で御可決を賜りました工業団地造成工事費、造成工事請負変更契約に関連いたしますが、表土掘削による残土を処理するための運搬距離の短縮などによりまして、工業団地造成工事費を2,740万円の減額、補正後の工事請負費の額を8,060万円といたすものでございます。15節の原材料費では、工事用原材料費50万円を減額するものでございます。

第4款予備費1項予備費では10万円を減額し、歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

58ページをお開きください。

第2表地方債補正では、工業団地整備事業債、補正前の限度額1億1,000万円から今回の補正減額分2,950万円を減額し、補正後の地方債発行限度額を8,050万円といたすものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書61ページ、歳入から入ります。

歳入。

第5款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

次、62ページ、歳出に入ります。

第3款事業管理費第1項工業団地整備事業費。（「なし」の声あり）

第4款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、58ページに戻りまして、第2表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号 令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（中山 哲君） 日程第9、議案第11号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第11号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に2,178万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,474万4,000円と定めるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

議案書68ページをお開きください。

歳入ですが、第1款国民健康保険税では、国民健康保険税の収入見込みがほぼ固まったことによる補正であります。第4節医療給付費分滞納繰越分から第6節介護納付金分滞納繰越分までを合わせて195万円の増額といたしました。

第4款第1項県補助金において、1目保険給付費等交付金の普通交付金が一般被保険者療養給付費分で2,461万4,000円の増額といたしました。

第5款財産収入では、基金運用により預金利子として13万円の増額といたしました。

第6款繰入金第1項他会計繰入金では、保険基盤安定繰入金で178万8,000円の増、一般会計繰入金で87万2,000円の減など、合わせて91万6,000円の増額。2項基金繰入金では600万円の減額といたしました。

第8款諸収入第2項雑入では、一般被保険者返納金で17万円の増額となっております。次に、歳出について御説明いたします。

70ページを御覧ください。

第1款第1項総務管理費では、1目一般管理費で人件費の調整及び役務費等で63万5,000円の減、2目団体負担金3万6,000円の減など、合わせて67万1,000円の減額とい

たしました。

第2款第1項療養諸費では、医療費のこれまでの推移と予算全額とを考慮し1,981万4,000円の増額。第2項高額療養費では、これまでの推移を考慮し480万円の増額といたしました。

第5款第1項特定健康診査等事業費では、今年度の健康診査実績に基づき、特定健診委託料等を合わせて147万2,000円の減額。第2項保健事業費では、生活習慣病予防教室事業の中止により、報償費と合わせて69万1,000円の減額といたしました。

以上、令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項での質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書68ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税。（「なし」の声あり）

第4款県支出金第1項県補助金。（「なし」の声あり）

第5款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第6款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第8款諸収入第2項雑入。（「なし」の声あり）

次に、歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2款保険給付費第1項療養諸費。（「なし」の声あり）

第2項高額療養費。（「なし」の声あり）

第3款国民健康保険事業費納付金第1項医療給付費分。（「なし」の声あり）

第5款保健事業費第1項特定健康診査等事業費。（「なし」の声あり）

第2項保健事業費。（「なし」の声あり）

第6款基金積立金第1項基金積立金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号 令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第10、議案第12号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第12号令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から288万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,289万9,000円と定めるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

議案書77ページをお開きください。

歳入ですが、第1款後期高齢者医療保険料では、1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料合わせて105万6,000円の減額といたしました。

第3款繰入金では、一般会計繰入金の事務費分として29万円の減、保険基盤安定繰入金で6,000円の減など、合わせて29万6,000円の減額といたしました。

第5款諸収入では、健康診査等受託料で健診受診者の実績に基づき111万6,000円の減額。後期高齢者医療制度特別対策事業補助金におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、しかま豊齢かつば元気塾の事業中止による41万2,000円の減額となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

78ページを御覧願います。

第1款第1項総務管理費では役務費で13万円の減額。第2項徴収費では役務費、委託料、合わせて13万円の減額。第3項健康診査等事業費では後期高齢者医療制度対象者健康診査委託料で実績に基づき111万6,000円の減額。第4項保健事業費では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、しかま豊齢かつば元気塾事業が中止となりましたので、事業費、委託料合わせて44万2,000円の減額といたしました。

79ページを御覧願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料等を広域連合へ納付する項目となりますので、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金で減額した分106万2,000円の減額となっております。

以上、令和3年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書77ページ、歳入から入ります。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料。（「なし」の声あり）

第3款繰入金第1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

第5款諸収入第4項受託事業収入。（「なし」の声あり）

第5項雑入。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2項徴収費。（「なし」の声あり）

第3項健康診査等事業費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねいたします。

今回の委託料、確定によってこの数字が決まったという説明いただきました。しか
らば、当初において健康診断される方、本町としては何名を目標といいますか、想定し
ており、今回、受診者は何名だったのか。それによっての減額幅が出ていると思いま
すので、まず1点。

それによって、毎年これ健康診断受けられる方はいると思います。町として健康推進
の中でそれをどのように今後、この減額幅を見ていきながら進めていくのか。その2点、
まずお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

当初は300人見込んでおりましたが、実績としては148人の受診者にとどまったとい
うこととなります。

今後でございますが、この75歳以上の後期高齢の対象者の方、その健康維持というた
めにも、引き続き広報、啓蒙等にも努めながら、多くの方々に受診いただけるよう今後

も取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「了解しました」の声あり）

○議長（中山 哲君） よろしいですか。

第4項保健事業費。（「なし」の声あり）

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

次に、日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日、議員提出の会議事件1か件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付しております。追加された会議事件は、議発第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）であります。

また、本日、1番大内直子議員ほか1名より議案第19号について修正動議が提出されました。修正案については、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

○議長（中山 哲君） お諮りいたします。本日、議員提出があった会議事件、議発第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）を追加日程第1として日程第18、議案第20号色麻町道路線の認定についての後に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）は、本日の議事日程第18の後に追加日程第1として日程に追加することに決しました。

日程第11 議案第13号 令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（中山 哲君） 日程第11、議案第13号令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第13号令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億72万7,000円とするものでございます。

歳入補正の主なものから御説明申し上げます。

議案書85ページを御覧ください。

第1款介護保険料第1項介護保険料、第1号被保険者保険料では、現年度分特別徴収、普通徴収保険料合わせて137万7,000円の増額。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金では、介護給付費負担金で245万3,000円の増。第2項国庫補助金では455万9,000円の増額となります。

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金では、介護給付費交付金で85万4,000円の増額。

第5款県支出金第1項県負担金では、介護給付費負担金で361万6,000円の増額となりました。

86ページをお開きください。

第6款財産収入では、介護給付費準備基金利子で1万8,000円の増額。

第7款繰入金第1項他会計繰入金では、合計で127万3,000円の増額。第2項基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金1,600万円全額を減額しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

87ページを御覧ください。

第1款総務費では、第2項徴収費から第3項介護認定審査会費において、事業実施に伴う予算の整理により、合計で118万1,000円の減額としております。

第2款保険給付費では、各サービスごとの給付実績から今後の給付額を見込み、第1項介護サービス等諸費から88ページの第5項特定入所者介護サービス等費まで、合計で1,649万3,000円を増額いたしました。

第4款基金積立金第1項基金積立金では、令和3年度におきまして100万円の積立を行うため、今回94万9,000円を増額いたしました。これにより今年度末の介護給付費

準備基金残高は7,976万円となる見込みでございます。

第7款予備費におきましては1,811万1,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を図りました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書85ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款介護保険料第1項介護保険料。（「なし」の声あり）

第3款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金。（「なし」の声あり）

第5款県支出金第1項県負担金。（「なし」の声あり）

第6款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第7款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

87ページ。

第1款総務費第2項徴収費。（「なし」の声あり）

第3項介護認定審査会費。（「なし」の声あり）

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費。（「なし」の声あり）

第2項その他の諸費。（「なし」の声あり）

第3項高額介護サービス費。（「なし」の声あり）

第4項高額医療合算介護サービス費。（「なし」の声あり）

第5項特定入所者介護サービス等費。（「なし」の声あり）

第4款基金積立金第1項基金積立金。（「なし」の声あり）

89ページ。

第7款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 4 号 令和 3 年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（中山 哲君） 日程第12、議案第14号令和 3 年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第14号令和 3 年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、予算総額を変更せず、歳入予算において組替えを行うものでございます。

議案書93ページを御覧いただきます。

歳入におきまして、第 1 款サービス収入第 1 項介護給付費収入 1 目介護予防サービス計画費収入で 5 万 2, 000 円を増額。2 目介護予防ケアマネジメント費収入で 41 万 7, 000 円を増額し、合計で 46 万 9, 000 円の増額となります。この計画費が増額したことによりまして、一般会計からの繰入れを減額できることとなるため、第 2 款繰入金第 1 項一般会計繰入金で同額の 46 万 9, 000 円を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書93ページ、歳入です。

歳入。

第1款サービス収入第1項介護給付費収入。（「なし」の声あり）

第2款繰入金第1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算 (第3号)

○議長（中山 哲君） 日程第13、議案第15号令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第15号令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ829万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億6,903万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

100ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金第1項分担金では、個別排水処理事業受益者分担金の加入件数の減によりまして39万6,000円の減額といたしました。

第4款繰入金第1項他会計繰入金では、今回の予算整理によりまして一般会計繰入金203万3,000円の減額といたしました。

第7款町債では、個別排水処理施設整備事業で浄化槽の設置工事件数の減によりまして560万円の減額といたしました。

第8款財産収入第1項財産運用収入では、下水道基金利子5,000円の増額といたしました。

次に、歳出について申し上げます。

101ページをお開き願います。

第1款総務費第1項総務管理費では、下水道事業法適化に係る固定資産調査評価及び移行支援業務の事業費の確定によりまして98万8,000円の減額、下水道積立基金では6,000円の増額、消費税及び地方消費税で285万4,000円の増額など、増減合わせまして187万2,000円の増額といたしました。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費では、公共ますなどの設置工事費請負費といたしまして123万8,000円の減額といたしました。

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費では、施設修繕料で117万4,000円の減額、公共ますなどの設置工事費請負費といたしまして78万7,000円の減額といたしました。

102ページを御覧ください。

第4款個別排水処理事業費第1項個別排水処理事業費では、浄化槽管理委託の事業費確定に伴いまして123万2,000円の減額。第2目個別排水処理事業費で532万9,000円の減額といたしました。

次に、戻りますけれども97ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございますけれども、個別排水処理施設整備事業で浄化槽の設置工事数の減によりまして、借入限度額を1,930万円から1,370万円とするものでございます。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書100ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款分担金及び負担金第1項分担金。（「なし」の声あり）

第4款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第7款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

第8款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

101ページ、歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費。（「なし」の声あり）

第4款個別排水事業費第1項個別排水事業費。（「なし」の声あり）

第5款公債費第1項公債費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、97ページに戻りまして、第2表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑が終了いたしました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第14、議案第16号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第16号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

政府は、国家公務員の給与改定の実施について、昨年8月10日に人事院から勧告を受け、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げ、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとする閣議決定を昨年11月24日に行っておりました。これに基づく給与法改正法案でございますけれども、先般、2月1日に閣議決定し、現在、開催されております第208回通常国会に提出され、審議される予定となっております。これにより、本町におきましても、その勧告内容、国の給与法改正に準じて町職員の給与条例を改正するものであります。

人事院勧告では、特別給、いわゆるボーナスの民間支給割合が公務員より0.13月下回っていたということから、国家公務員の特別給、ボーナスを一般職員については0.15月分、再任用職員については0.1月分引き下げるもので、これを期末手当の支給月数に反映させるというものでございます。それぞれ6月、12月の期末手当から一般職は0.075

月ずつ引き下げ、1.275月であったものを1.2月に、再任用職員は0.05月ずつ引き下げ、0.725月だったものを0.675月に改正する内容となっております。これによりまして、年間のボーナスは、一般職員が4.45月であったものから4.3月に、再任用職員が2.35月であったものから2.25月になります。また、令和3年度分の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額するということになります。

それでは、改正の内容を申し上げます。

今回の改正は、令和4年度以降を本則で令和3年度を附則で改正いたしております。

まず、本則、令和4年度分でございますが、議案書と併せまして審議資料3ページを御覧ください。

第16条第2項は、期末手当基礎額に乗ずる割合を「100分の127.5」から「100分の122」。第3項では、再任用職員の期末手当の準用先が一般職員の率となっていることから「100分の127.5」を「100分の122」、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものでございます。

次に、附則による改正について申し上げます。

議案書の103ページを御覧ください。

附則第2項において、令和3年度の引下げを規定いたしておりますが、令和3年12月に支給した期末手当のうち、一般職員は第1号で127.5分の15を、再任用職員は第2号で72.5分の10を引下げに相当する額として、令和4年6月の期末手当から減じるということを規定いたしております。

最後になりますけれども、この改正条例の施行日でございますが、令和4年4月1日からとなります。

以上、よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

日程第15 議案第17号 色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費
に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第15、議案第17号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第17号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

先ほど御可決賜りました議案第16号職員の給与条例と同様、人事院勧告に基づくものとなりますが、常勤特別職につきましては6月、12月の期末手当からそれぞれ0.05月ずつ引き下げ1.675月を1.625月に、年間では0.1月分引き下げる内容となっております。これによりまして、年間の特別給、いわゆるボーナスは3.35月から3.25月になります。

また、令和3年度分の引下げに相当する額については、令和4年の6月の期末手当から減額するということになります。

次に、町長、副町長及び教育長の給料でございますが、コロナ禍の中で依然として厳しい社会経済情勢等を勘案し、令和3年度同様、本年4月分から令和5年3月分までの期間についても町長が10%、副町長及び教育長がそれぞれ5%の減額を続けるという改正でございます。

それでは、内容を申し上げます。

議案書と併せまして審議資料は4ページのほうを御覧ください。

第4条第2項は、給料月額に乗ずる割合を「100分の167.5」から「100分の162.5」に改めるものであります。

次に、制定時の附則第3項、第4項及び第5項について、「令和4年3月」を「令和5年3月」に改め、給料の減額を1年間延長するものであります。

次に、附則による改正について申し上げます。

議案書104ページのほうを御覧ください。

第2項において、令和3年度の期末手当の引下げを規定しておりますが、職員の給与条例を準用し、令和3年12月に支給した期末手当のうち、167.5分の10を引下げに相当する額として、令和4年6月の期末手当から減じるということを規定いたしております。

最後に、この改正条例の施行日でございますが、令和4年4月1日からとなります。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号 色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第16、議案第18号色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第18号色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

こちらの改正も、先ほどの議案第17号色麻町特別職給与条例と同様、議会議員の皆様についても6月、12月の期末手当をそれぞれ0.05月引き下げ、年間の期末手当を3.35月から3.25月に改めるものでございます。それから、令和3年度分の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額するという内容となっております。

議案書と併せまして審議資料7ページを御覧ください。

第5条第3項で期末手当基礎額に乗ずる割合を「100分の167.5」から「100分の162.5」に改めるという内容となります。

次に、附則による改正ですけれども、議案書、こちらは105ページになります。

第2項において、令和3年度分の期末手当の引き下げを規定しておりますが、職員の給与条例を準用し、令和3年12月に支給した期末手当のうち、167.5分の10を引下げに相当する額として令和4年6月の期末手当から減じるということを規定いたしております。

最後に、この改正条例の施行日でございますが、令和4年4月1日からとなります。

以上、よろしく御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第19号 色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備
設置事業との調和に関する条例の制定について

○議長（中山 哲君） 日程第17、議案第19号色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第19号色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書106ページをお開き願います。

初めに、本条例の制定に係る経緯についてですが、環境に対する意識の高揚や、国の再生可能エネルギー施策の推進により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の設置は全国的に増加しております。本町においても、太陽光発電設備の設置等が進む中で、設置に伴う災害の誘発不安や景観の阻害、動植物の生態系への影響等が懸念されるとともに、周辺住民への事業に関する説明も必要と考えております。

本条例のコンセプト、特徴についてですが、町による事業者への助言、指導または勧告、公表に関する権限を規定したこと、事業者による町への届出と事前協議を義務化したこと、住民の不安解消のため事業者による住民等への説明会の開催を義務化したこと、住民及び近隣関係者との良好な関係の保持並びに地域振興に努めること、事業廃止後における廃棄物等の適正な処理と原状回復を義務化したこと、それから、対象住民等が事業者に対し事業計画について意見を申し出ることができること等を規定しております。

それでは、各条項について御説明申し上げます。

第1条では、目的について規定しております。この条例は、色麻町の豊かな自然環境や田園環境、美しい景観及び安心・安全な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設

備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した潤いのある豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくりに寄与することを目的としております。

第2条は、条例で使用する用語の意味を定めております。本条例で規定する再生可能エネルギーについては、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスとしております。

第3条は、基本理念を規定しております。本町の豊かな自然環境等は町民の長年にわたる努力により形成されてきた町民共通のかけがえのない財産であり、将来にわたって恵沢を享受し、持続可能な未来を構築できるよう、町民の意向を踏まえてその保全及び活用が図られなければならないとしております。

第4条から第6条までは、町、事業者、町民の責務を義務づけております。特に事業者の責務については、関係法令及び本条例を遵守するとともに、色麻町の自然環境等への配慮と住民等との良好な関係保持並びに地域振興に努めること、設備設置及び事業区域の適正な管理と事業で発生する廃棄物の適正な処理、廃止後の土地の原状回復を義務づけております。

第7条は、適用を受ける事業を定めております。発電出力は10キロワット以上とし、太陽光発電設備で建築物の屋根等への設置は除外しております。増設により10キロワット以上となる事業も対象としています。

第8条は、抑制区域を定めております。土砂災害が発生するおそれがある区域、豊かな自然環境及び田園環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域や、特色ある景観が保たれている区域など、特に必要があると認めるものについて規則で定めることにより、事業を抑制する区域を指定できると規定しております。

次に、第9条、第10条は、事業着手までの手続等を定めております。事業を実施しようとする際は、町長へ届出をするとともに、町との事前協議を義務づけております。

第11条については、現地確認と事業者からの報告や、立入調査に関する規定を定めております。

第12条、第13条は、助言や指導、勧告などの行政指導等を定めております。勧告に従わないときは、事業者名や住所、勧告の内容を公表することができることとしております。

第14条で委任事項を定め、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則として、施行期日と経過措置を規定しており、施行期日は令和4年4月1日としております。

再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化防止、カーボンニュートラル社会の構築のためには必要不可欠である一方、自然環境等の保全も重要であるため、再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和が取れ、共生を図ることにより、潤いのある豊かなまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上、御審議を賜りたくお願い申し上げ、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 誰も手を挙げる人がいらっしゃいませんでしたので、質問させていただきます。今回、この条例案に対して修正動議も提出されておりますので、それを踏まえた中で4点ほど質問させていただきます。

令和2年定例会9月会議で私が八森山のこの風力発電事業について一般質問した際、やはり自然環境と再生可能エネルギーの発電設置を調和するために、何らかのガイドラインが必要でないかということで提案させていただいておりました。その際、町長のほうからは、県のガイドラインなどを参考に検討したいので、時間をいただきたいという答弁がなされております。

その後、この問題については、大内議員、山田議員、あと佐藤議員もだったと思いますけれども、複数の議員が取り上げて、条例といいますか、ガイドラインの制定を町長のほうにお願いをしていたところでございます。やはり1本の矢よりも3本の矢ということで、私の矢は町長のほうに届いたかどうか分かりませんが、やはり3本、4本と矢を打つごとに、町長の思いに通じたのかなというふうに今思っております。担当課長においては、いろいろ資料収集など大変御苦勞なされたと思いますけれども、あえて、また質問させていただきたいと思います。

それで、4点質問させていただきます。

今回、本町で制定しようとしている条例については、既に大崎市でも条例、そしてそれに関わる規則を既に制定しております。それで、本町の条例の内容と大崎市の条例、規則の内容を見ますと、大体95%ぐらい同じ文言が使われているのかなというふうに考えます。ですから、その条例、規則の解釈については、多分、大崎市と同じような解釈の中で制定を進めているものと思います。大崎市のほうでは、条例に沿った解説とか、届出マニュアルというのも策定してホームページのほうに載っかっておりましたんで、それも見ながらちょっと質問させていただきます。

それで、まず第1点ですけれども、全員協議会でも質問なさった方がいて、町長、担当課長のほうで答弁しておりましたんで、それは確認の意味で再度質問させていただきます。

まず、施行期日が令和4年4月1日となっております。それで既に八森山のほうに風力発電が計画されております。八森山で計画されている風力発電事業は、もう既に環境アセスの手続に入っておりますけれども、まだ工事に着手していない事業でございますんで、この条例は適用されるというふうに解釈してよろしいわけですね。この条例も八森山の風力発電には適用されると。全員協議会で適用されるというふうにお答えになってたと思いますんで、まず第1点。

あと、第2点ですけれども、風力発電の大規模事業に限定して、今、国のほうでは環

境アセスの規制緩和方針が示されております。環境アセス対象事業の規模を、これは風力発電に限定してですけれども、現在の1万キロワット以上から環境アセスの対象になる事業を5万キロワット以上に引き上げるというような方針が示されております。八森山に計画されている風力発電は今、6万キロワット程度でございますけれども、今後、5万キロワット未満の事業が計画された場合は、環境アセスの対象事業から除外され、そのことによって周辺住民への説明会開催義務も若干緩和されることになるのかなというふうな危惧がございます。そうした中で、条例第10条第2項で、住民説明会の開催を義務づけております。その開催については、規則で定める説明会開催の区域を該当する行政区及び隣接する行政区と限定なされております。これについても、全員協議会の中で一部の議員から対象区域を拡大すべきでないかというような質問もあったわけですが、一応該当する行政区、そして隣接する行政区ということで全協では説明されておりましたし、今回、規則はあのままだと思いますけれども、一応そういう考えの中で進めているのかなというふうに思います。

風力発電については、やはり生活環境あるいは自然環境に及ぼす範囲もやはり広範囲になると思われまますので、大崎市のほうでは風力発電と風力発電以外に区分して、住民説明会の開催区域を風力発電は極力広い範囲、それ以外の太陽光などについては限定された範囲というふうに、2つに区分した中で規則で運用するというふうになっております。ですから、規則については議会のほうに提案されておきませんので、この条例の施行に向けてその規則の部分をややはり今回、修正動議も出されておりますけれども、それらを踏まえて大崎市同様に風力発電とそれ以外の発電を区分して設定する考えはないのかどうか、お伺いをしておきたいと思ひます。

それから、第3点目ですけれども、大崎市のほうでは環境基本条例を制定しております、その条例に基づき良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その条例で環境審議会を設置しております。環境審議会は大崎市で制定しております、今回、本町で制定しようとしている条例と同様の条例ですけれども、その条例に大きく関わっていただいている組織でもあるように読み取れます。今後、本町でも大崎市同様、環境審議会を設置して本条例制定後の運用について関わっていただく考えはないのかどうか、まずお伺いをしたいと思ひます。

それで、第4点目でございます。今回の条例、提案されている条例第8条で、事業者に対し、事業の抑制を求めることができる区域を規則で指定することができるとしております。それで、規則案の第3条別表第1で細かく区分されておりますけれども、土砂災害警戒区域、河川保全区域、鳥獣保護区域、それから、農用地区域などを抑制区域としております。それらの区域は、特定の場所を限定することなく、それらの区域に含まれていれば、それらの区域全て事業の抑制区域というふうに理解していいのかどうか。その4点、まずお伺いをしたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

まず、今回の条例が現在、環境アセスで手続中の風力発電が該当するかどうかというのですが、これは該当いたします。今後、まだ工事着工前でございますし、環境アセス中で具体的な事業計画というのはこれからですので、そこはこの条例の該当とさせていただきます。

それから、風力発電、私も新聞で見ましたけれども、風力発電の環境アセスの規制が緩和されるということでございます。5万キロワット未満の簡易アセスという形になるのかどうか、そこについては、今後、国の環境アセスメント、環境影響評価法、その行方を注視していきたいというふうに考えております。その中で各準備書や方法書などの法定説明会がどのような位置づけになるのか、こういったことをしっかり見極めていきたいというふうに思います。

あと、今回の条例による住民説明会のその地区でございしますが、これは、私どもはエリアというのは限定的だというような考えで現在は考えておりますので、この運用面の中で地区の説明会については、先般の全協で申し上げたとおり、あくまで影響は限定的であるような認識の下にスタート地点では進めていきたいというふうに考えております。

それから、条例第8条による規則で定めるところの抑制区域でございしますが、こちらは議員おっしゃったとおり、規則で規定する区域は現行法令で本町に規制がある区域、そこ全体を対象とするということで考えておりました。ただし、今回の条例につきましては、あくまで調和条例ということでございますので、これを禁止するものではございません。そのために、事業者が上位法の法令にのっとって事業を進めていくに当たっては、本町においても弾力的な運用が必要ではないのかなということで現時点では考えているところでございます。

以上でございます。（「審議会」の声あり）

すみません。それから、大崎市における審議会、いわゆる諮問機関を設けて、指定区域を変更するような場合には諮問をして答申をいただくというような手法を取っているようですし、そうでない自治体もあるようでございますけれども、本町においては、各課、所管する法令、所管する業務、それぞれございますけれども、その中で横断的に意見等を聞くなどして、事務的な手続の中で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 3回しか質問できないんで、まとめて質問することになることをまずちょっと勘弁していただければと思います。

まず、今、計画されている八森山については、この条例が適用されるということで、これは全協の説明会と同じ内容だというふうに理解をいたしました。

それから、住民説明会の開催の範囲なんですけれども、環境アセスの今後の動向を見据えた中で検討していくというふうに答弁されておりましたけれども、やはりこれにつ

いては、この条例の第3条の基本理念というのをうたっております。この基本理念によりますと、やはり環境アセスも重要だと思いますけれども、やはり町民の意向を踏まえてという文言が入っております。やはり一番この環境保全、そして、住民の健康を守るといった場合は、やはり町民の方々の意向がどのようになっているものかということを経営に考えて、執行部のほうでは事業なり計画を進めていかなければならないのかなというふうに考えます。

そういう意味からして、多分、今回、議員発議なされたお二方の思いはそういう思いで、住民説明会の開催範囲を広げてほしいということで、この動議を出されたものと思います。お二方のほうは、条例でその対象範囲を広げろということを訴えておりますけれども、私は条例本文は現状のままだと思いますけれども、規則のほうで町民の意向を吸い上げられるように、やはり環境への影響、そして住民の健康などへの影響が大きいと思われるものについては、そして、と思われるといいますか、そういう事例も昨日の一般質問の中でも訴えられておられましたので、やはり風力発電については、説明会、環境アセスのほうで開催する、規模もあると思いますけれども、環境アセスで外れた事業などについては、やはり町として住民説明会を事業者を求めるというのが本来の筋ではないのかなというふうに考えますので、その点について再度お伺いをしておきたいと思います。

それから、環境審議会については、設置もなかなか難しいと思います。ですから、いろいろ今回の条例なども今後の進行管理していくと思いますけれども、やはり各課横断的に様々な意見が出てくると思いますので、やはりそれは環境審議会の設置は、早期は難しいというのは理解しましたので、それはそれで理解をさせていただきます。

次に、抑制区域ですけれども、当然、鳥獣保護区とか、農用地区域に含まれている土地は、全て抑制区域に含まれるという解釈でよろしいという回答でございました。ただ、後段のほうで、上位法によって許可されたやつについては、柔軟に対応しなければならないのかなという一言、つけ加えられておったようでございますけれども、やはり上位法で認めれば全てこれはいいんだというような形では、やはり町として、町で環境保全を図っていく、町民の方々の健康を維持していくといった場合、上位法は上位法ですけれども、やはり町は町としてその姿勢をちゃんと町民の方々に示さなければならないのかなというふうに思われます。

それで、抑制区域で事業について事前協議があった場合、当然、上位法で既にまだ認められている事業ではないと思います。事前協議ですからね。その場合、一応、抑制することを求めることができるというふうにうたっておりますので、事前協議あった際は、どのような案件であっても、抑制を求めるというふうに理解していいのかどうか。まだ事前協議の時点では上位法でこの事業をやっているよという多分、許可などは取られていないと思います。前段階での事前協議ですからね。その際は、その抑制区域に含まれていれば、いろんな案件あると思いますけれども、どのような案件であっても、この条例に基づいて町としてこの区域への設置は抑制してくださいよという問いかけはす

るというふうな理解しかできないんですけれども、それでいいのかどうか。そして、その抑制を求めるときは、具体的にどのような形で、口頭でする、文書でするという方法あると思いますけれども、この条例あるいは規則を見ますと、助言、指導、勧告については、規則でその様式を定めておりますけれども、この抑制を求めるときの手続といひますか、様式などについては定められておりませんので、その抑制を求めるときの手続というのは、どのような形で考えられているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

まず、環境アセスに関係するところなんですけれども、現行法令の中では、先般の全協でも御説明申し上げましたが、現在進められている八森山の風力発電の法定の説明会は、上位法の環境アセスメントによってこれは当然、説明会は法定の中でやっていただくべきものと思いますので、そこはしっかり事業者のほうでも法令に沿って説明会はやっていただくということになります。なので、今回の条例においても、八森山の風力発電については該当するということになりますので、その際にはこの規則、条例にあるとおり、限定的なエリアを対象とした説明会になるだろうという認識でございます。

ただし、事業者のほうから法定の説明会のエリア相当広いものですから、そのエリアの中に限定的な部分のエリアの地域が入っているために一緒に合わせた形でできないかと、例えばですよ。そういうことがあった場合には、それはそれで説明会としては成り立つのではないかなという考えでございます。2回するというわけではなくて、法定説明会の中に限定的な地域の方も含めた中で一緒にやりたいというようなことであれば、それはそれでいいのではないかなというふうに考えます。

それから、抑制区域についてなんですけれども、こちらの点については、スタート地点では今回、規則案ということの中で全協のときにも御説明申し上げていたところでございますけれども、やはり土砂災害警戒区域であったり、そういった危険を伴うような、そういった場所については、当然、この規則の中で抑制区域として指定をしているところです。ただし、繰り返しになりますけれども、この条例は、あくまでも禁止するわけではなくて、調和ということで再生可能エネルギーと共生を図っていくための条例ということですので、上位法の中で事業者が進めていった中では、やはり弾力的な対応をしていくということも必要ではないかなというふうに思うわけでございます。

抑制区域の変更と指定解除、そういった部分につきましては、先ほども申し上げました各課横断的に意見を集約し、判断をしていくということで考えておりました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 住民説明会の対象区域の拡大なんですけれども、何でほんなにこだわんなくないのかなと思うんですね。町民の方々にこの事業の内容を知っていただくんですよ。何も町でいろんな事業をするんであっても、やはり町民の方々への説明というのは大事だと思うんですね。ましてや、事業者が営利企業としてやるというのに対

して、そんな、ここの区域でねえとわんねえよとかなんとかって、そんなこだわることはないと思います。やはり影響が広いという事業であれば、何も対象区域拡大したって、町のほうさ支障あるわけではないと思いますんで、やはりそこは庶民の方々の思いを酌んで、私は条例をここで改正したらなじょだと言ってんじゃないんですよ。条例に基づいて今後、この運用規定という形でつくろうとしている規則を風力発電と、それ以外の発電に分けて、風力発電については対象エリアを拡大したらいいんでねえのかというふうに言っているものですから、そうしていただければ、今回、提出されている修正動議には、いろいろとありますけれども、それらを考えてこちらの修正動議に対応したいというふうに考えてますんで、町長なり、担当課長のほうから、規則については、今後の環境アセスなどの規制緩和を踏まえて風力発電については大崎市などのように、何も2つに分ければいいだけです、規則で。そうするというふうに答弁していただければ、私は何も声を荒げることはないんで、それについては再度町長なりの答弁をお伺いしたいと思います。

それから、条例第8条関係ですけれども、抑制区域の件でございます。この条例、事業を取りやめるとかなんとかという、そんな強制力のある条例ではございません。あつたにしても勧告だけで終わりの条例ですんで、運用については、やはり厳格な運用をして環境保全の上でどうしても町として守っていかなくない抑制区域、農用地区域とか、土砂災害警戒区域とか、先ほど漏れましたけれども、保安林に指定されている区域とか、やはり全て町民の方々の安心・安全な生活に結びつく区域だと思いますんで、そこら辺は上位法、上位法ということもありますけれども、町としてこういう考えだということを経営者のほうに強く示していただくというのが大事なのかなと。町のほうで強く示したからとって、罰則規定あるわけではございませんので、事業者では進めるかもしれません。事業者のほうでの最終的な、町のほうの罰則ではないんですけれども、勧告書を出してほんで終わりだという、事業者からすれば勧告書を受け取ってほんで終わりだでやというふうな思いもあるかもしれませんから、その辺のやはり抑制区域については、厳格に運用していくべきかなというふうに私は考えますけれども、説明会の開催エリア、抑制区域の取扱い、上位法、上位法分かりますけれども、その2点について町長のほうから再度明確な御回答をいただいて、3問目ですんでやめたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） まず、この説明会のエリアについてでございますけれども、こちら先ほど環境アセスで風力発電の場合ですと、国のほうでもエネルギー政策として今後強力に進めていくというような方針の中で、参入しやすいような5万キロワットは簡易アセスというようなことで今後進めていくような内容でございますので、その辺の法令の法定説明会の在り方ということについて、その法令やガイドラインでそういったものをしっかり見極めながら、引き続き研究をしていきたいというふうに考えておりました。

それから、抑制区域でございますが、こちら抑制区域については、様々なエリアが網の中でございますけれども、こちらには公共用地もあれば、個人所有のところもあるわけでございますので、そうなりますと、個人所有ということであれば、財産の利活用に制限をかけてしまうというようなおそれも出てくるのかなという思いもいたしているところでございます。いずれにいたしましても、この抑制区域については、スタート地点では先ほど申し上げましたような主な抑制区域を指定していきますが、今後、先ほども上位法と申し上げましたが、上位法である現行法令または国のガイドライン、県の条例等、それらの改正等や見直し等によって本条例において規定する事項に該当するような場合には、規則において随時抑制区域を変更したり、指定を解除するなどの見直しを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 規則については、検討させていただきます。

あとは、その抑制関係についても検討をいたします。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。1 番大内直子議員。

○1 番（大内直子君） 説明会の、環境アセスの中では3 回にわたって、事業の最初の時期と中間の時期と大分いろんなことを調べた後の時期というふうに3 回にわたって行われるんですけども、この町の説明会というのは、どういう時期に、あるいは何回、回数とか決まっているんだったらば教えてください。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

町の説明会については、これは特に回数については規定はしていないんですが、通常であれば1 回だろうというふうに考えております。

また、50キロワット未満については、説明会に代えて周知、例えば、その地域にチラシなどを配布して、そのワット数に満たない場合には、それで説明会に代えるというような規定もしてあります。

これは、あくまでも地域の方々が、例えばですけども、太陽光パネルがいつのこまにかできていると、こういったことが、これは本町というわけではなく、全国的にそういったことが問題になっているということでございますので、やはり地域の方々がそちらにそういった発電施設ができるというようなことを把握することは、それは必要だということで、説明会の開催というのを規定に盛り込んでいるというようなことになっております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 1 番大内直子議員。

○1 番（大内直子君） そうすると、時期は定めてないということですね。どういう時期に説明会するかという。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

町に事前協議があった後にやっていただくとなります。

以上です。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第19号色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についての修正案を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。1 番大内直子議員。

○1 番（大内直子君） それでは、議案第19号色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例に対する修正案を御説明いたします。

議案第19号色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を次のとおり修正する。

第2条（8）中「事業区域を含む行政区又は事業の実施により自然環境等に一定の影響がある区域（以下この号において「事業影響区域」という）に居住する者」を「事業区域を含む行政区又は色麻町に居住する者」に改める。

第10条第2項中「住民等のうち規則で定めるもの（以下「対象住民等」という。）に対し、」を「住民等に対し、」に改める。

第10条第2項中「この限りでない」を「計画を一時中断し、万全の状態になってから説明会を開催すること」に改める。

これが修正案です。

次に、修正案提出の趣旨説明を行います。

本条例の第2条第1項（8）は、「住民等」という語についての定義です。その事業が行われる行政区と事業によって自然環境に一定の影響がある区域に住んでいる人や法人等という意味です。

例えば、太陽光のメガソーラーが船形山の麓に計画されたとすると、そのソーラーパネルが設置される地元の行政区と、その周りの行政区が対象となるということです。でも、メガソーラーが計画されると、広大な面積の森林が伐採されることになるので、その影響、例えば、土砂災害や洪水の危険は川の下流のほうまで及びます。例えば、2019年の台風19号では、保野川の2か所の揚水堰が被災して、関係水田面積は41.7ヘクタールにも及びました。決して地元の地区だけの問題ではありません。加えて、長い延長の護岸も被災しています。大規模森林伐採は、洪水被害をさらに大きなものにして広い地域に被害をもたらすおそれは十分にあります。

また、風力発電の健康被害は、地元の地区の範囲にはとどまらないという疫学調査が出ていること。また、その他の住民生活への影響も大きく、不安を感じる住民は地元の地区だけではありません。

「住民等」は色麻町の住民全てであるべきだと考えます。よって、別紙にあるとおり、「事業区域を含む行政区又は色麻町に居住する者」と修正することを求めます。

次に、第10条第2項は、住民等のうち説明会を開催する対象についての定義です。説明会を誰に対して行うか。それは、事業区域が所在する行政区及びその周辺の行政区の住民等と施行規則には書いてあります。つまり、事業が行われる地元の行政区と、その周辺の行政区に住んでいる人や、法人等に対して説明会が行われるという意味です。これも先ほど述べた理由により、地元の行政区で行われる説明会とは別に、全町民を対象とした説明会を行うべきであるとの考えに基づいて、別紙のとおり、「住民等に対し、」と修正することを求めます。

次に、第10条第2項の後半の文章です。「ただし」からの部分で、「ただし、町長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときはこの限りでない」とあります。つまり、説明会を開くのが困難だと町長が認めたときは開かなくてよいという意味です。

去年、風力発電事業者は、コロナを理由にして法律で定められた説明会を開きませんでした。あの当時、色麻ではコロナ感染者がほとんど出ていなかったにもかかわらず、延期ではなく中止でした。それで、住民説明会を開くよう要請してほしいと一般質問で取り上げ、町から働きかけていただいたことにより、環境アセスの法定外の住民説明会が実現しました。つまり、事業者が住民への説明義務を積極的に果たそうとしていません。こういう例は風力発電事業に限らず、これからも考えられます。ですから、町が条例の中でその場を保障すべきではないでしょうか。

第5次長期総合計画の町民アンケートの中で、現在の色麻町の暮らしの中で未来にも残しておくべきだと思うものは何ですかという問いについて、複数回答で「豊かな自然」と回答した人が76.1%、今年行われた成人式において新成人がつくった冊子の中で、色麻の好きなところという欄では、「自然が豊かなところ」という記述が半数以上ありました。町民の多くが豊かな自然環境を守りたいという気持ちを持っていると考えます。

令和3年4月27日付で色麻町長は、ウィンドファーム八森山に係る方法書に対する意見書を県に提出しました。その中でこう述べています。「新型コロナウイルス感染症というやむを得ない事情があるとはいえ、住民説明会を中止し、その際、用いられる予定だった資料を配付するという形では、住民の理解が十分得られているとは考えにくい。住民の声を聞くことが難しいのであれば、計画を一時中断し、万全の状態になってから事業を再開すること」こう意見書の中に書いてあります。住民の側に立ったすばらしい意見書を県に出していただいたと思います。

色麻町の見解として公的に表明したこの意見書の内容を踏まえて、先ほどの条文、「町長が説明会を開催することが困難であると特に認めるときは」の後、「この限りでない」、つまり、説明会を開かなくてよいと続けるのではなく、「計画を一時中断し、万全の状態になってから説明会を開催すること」という言葉に変えて、色麻町は住民に

開かれた本当に住みよい町であることをアピールするべきではないでしょうか。

以上の理由により、条例第10条第2項を別紙のとおり、「計画を一時中断し、万全の状態になってから説明会を開催すること」と修正することを求めたいと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。

最初に、議案第19号色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について、原案に反対の発言を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の発言を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、修正案に賛成の発言を許可いたします。（「なし」の声あり）

ほかにありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案の採決は電子採決システムにより行います。採決方法は、記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

それでは、採決いたします。

最初に、本案に対する1番大内直子議員ほか1名から提出されました修正案に賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔電子採決システムにより記名投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

〔電子採決システムにより確定〕

○議長（中山 哲君） 賛成少数です。よって、修正案は否決されました。

〔賛成3名：1番大内直子君、2番佐藤 忍君、12番福田 弘君〕

〔反対9名：3番相原和洋君、4番白井幸吉君、5番河野 諭君、6番小川一男君、
7番佐藤貞善君、8番工藤昭憲君、9番今野公勇君、10番天野秀実君、
11番山田康雄君〕

○議長（中山 哲君） 次に、原案について採決します。採決は電子採決システムにより行います。採決方法は記名投票採決といたします。この際、申し上げますが、ボタンを押さなかった者は反対とみなします。

それでは、採決いたします。

本案に賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

〔電子採決システムにより記名投票〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「ボタンの押し忘れなし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） ボタンの押し忘れなしと認め、確定します。

〔電子採決システムにより確定〕

○議長（中山 哲君） 賛成多数です。よって、議案第19号色麻町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

〔賛成9名：3番相原和洋君、4番白井幸吉君、5番河野 諭君、6番小川一男君、
7番佐藤貞善君、8番工藤昭憲君、9番今野公勇君、10番天野秀実君、
11番山田康雄君〕

〔反対3名：1番大内直子君、2番佐藤 忍君、12番福田 弘君〕

○議長（中山 哲君） 暫時休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第18 議案第20号 色麻町道路線の認定について

○議長（中山 哲君） 日程第18、議案第20号色麻町道路線の認定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第20号色麻町道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、道路台帳整備に伴い、町道として新たに認定いたしたく、提案するものでございます。

詳細につきましては、審議資料8ページの新規路線図追加資料を併せて御覧ください。

場所につきましては、下高城地区館地内にあります路線の認定でございます。路線は、始点を下高城字館47、終点を下高城字館48－1、総延長を241.0メートルとし、幅員は

3.2メートルから4.75メートルとなっており、路線番号を3422、路線名を館線とするものでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第1 議発第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）

○議長（中山 哲君） 追加日程第1、議発第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。3番相原和洋議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） 議発第1号ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）。

標記決議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月10日提出。

提出者議員、相原和洋。

賛成者議員、今野公勇。

賛成者議員、天野秀実。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議（案）。

ロシアのプーチン大統領はウクライナの東部親ロシア勢力の支配地域の独立を一方的に承認し、同地へ軍を派兵するとともに、ロシアとウクライナの一体性を主張し軍隊を

ウクライナに侵攻している。

ロシアのウクライナ侵略に国際的な抗議、制裁が強まる中でプーチン大統領は核戦力を念頭に「抑止力を特別体制に移行するよう」命令した。核兵器の先制使用も辞さないと述べたことは危険極まりない行為である。

核兵器の使用がもたらすのは、広島、長崎への原爆投下が示すように大量無差別の殺人、破壊である。核戦争に勝者はいない。ロシアは人類全体に破滅的結果をもたらしかねない核戦争の脅しをやめ、直ちにウクライナから軍を撤退させるべきである。

ロシアによるウクライナ侵略については、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。力による一方的な現状変更は断じて認められない。

平成13年に色麻町が宣言している「非核・平和の町宣言」に基づく、世界の恒久平和の実現を強く希求する。

よって、ロシアは即時に攻撃を停止し、部隊を撤収すべきである。

色麻町議会は、ここにロシアによるウクライナ侵略を最も強い言葉で非難する。

以上、決議する。

宮城県加美郡色麻町議会。

○議長（中山 哲君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） お諮りいたします。

日程第19、議案第21号令和4年度色麻町一般会計予算、日程第20、議案第22号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算、日程第21、議案第23号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算、日程第22、議案第24号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算、日程第23、議案第25号令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算、

日程第24、議案第26号令和4年度色麻町介護保険特別会計予算、日程第25、議案第27号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計予算、日程第26、議案第28号令和4年度色麻町下水道事業特別会計予算、日程第27、議案第29号令和4年度色麻町水道事業会計予算、以上の9か件は令和4年度一般会計をはじめとする各種会計の当初予算であり、関連がありますので、一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第19、議案第21号から日程第27、議案第29号までの9か件を一括議題とすることに決しました。

日程第19	議案第21号	令和4年度色麻町一般会計予算
日程第20	議案第22号	令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第21	議案第23号	令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第22	議案第24号	令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第23	議案第25号	令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第24	議案第26号	令和4年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第25	議案第27号	令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第26	議案第28号	令和4年度色麻町下水道事業特別会計予算
日程第27	議案第29号	令和4年度色麻町水道事業会計予算

○議長（中山 哲君） 日程第19、議案21号令和4年度色麻町一般会計予算、日程第20、議案第22号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算、日程第21、議案第23号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算、日程第22、議案第24号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算、日程第23、議案第25号令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算、日程第24、議案第26号令和4年度色麻町介護保険特別会計予算、日程第25、議案第27号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計予算、日程第26、議案第28号令和4年度色麻町下水道事業特別会計予算、日程第27、議案第29号令和4年度色麻町水道事業会計予算、以上の9か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

最初に、議案第21号令和4年度色麻町一般会計予算について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第21号令和4年度色麻町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和4年度一般会計の予算総額は、44億2,065万8,000円と決めました。前年度と比べますと2億5,087万9,000円、6%の増となっております。

前年度予算との比較で金額の増減の大きい主な科目について申し上げます。

まず、歳入について申し上げますが、予算に関する説明書7ページを御覧ください。

まず、増額となったものは、町税が587万8,000円、0.9%の増、地方譲与税が580万

2,000円、6.8%の増、地方交付税が1億6,831万1,000円、8.6%の増、国庫支出金が1億2,133万円、48.9%の増、県支出金が2,181万6,000円、9.6%の増、繰入金が979万3,000円、3.2%の増、繰越金が1,000万円、33%の増であります。

減額となったものは、地方特例交付金が800万円、66.7%の減、財産収入が1,407万3,000円、30.9%の減、町債が6,670万円、26.0%の減でございます。

次に、歳出で増額になったものでございますが、8ページを御覧ください。

民生費が7,139万6,000円、6.2%の増、衛生費が1,912万4,000円、5.7%の増、農林水産業費が2,762万4,000円、6.3%の増、商工費が2,360万2,000円、20.1%の増、土木費が1億1,326万9,000円、29.8%の増、公債費が1,992万6,000円、6.0%の増であります。

減額となったものは、総務費が1,126万1,000円、1.8%の減、消防費が901万3,000円、5.4%の減、教育費が441万7,000円、0.9%の減であります。

次に、普通建設事業費の総額でございますが、初日にお渡ししました令和4年度普通建設事業費調書、手元にございましたら御覧いただきたいと思いますと思いますが、対前年度1億3,368万6,000円、48.1%の増ということになりました。その主なものは、広域1号線舗装事業など7,440万円、保健福祉センター屋根改修事業6,823万5,000円、旧清水小学校プール跡地整備事業4,235万円、大原2号線舗装補修事業3,375万5,000円、防災監視カメラ・水位計システム整備工事1,600万円、屋外運動場照明等解体撤去事業2,521万9,000円などとなっております。

令和4年度においては、地方交付税が対前年度1億6,831万1,000円増となっておりますが、引き続き重点事業として投下しなければならない経費や、投資的事業を実施することなどから、不足する財源は財政調整基金からの繰入金2億9,700万円などを充当して補っております。

次に、議案書118ページを御覧ください。

第2表債務負担行為でございますが、生活路線バス色麻線の運行補助金、令和4年度から令和5年度の期間、限度額48万円など、全部で7件の設定であります。

次に、119ページを御覧ください。

第3表地方債でございますが、臨時財政対策債4,000万円から役場庁舎施設改修事業債380万円まで合計8件、1億8,950万円であります。

次に、議案書112ページにお戻りいただきたいと存じます。

第4条では、一時借入金の最高額を2億円に、第5条では、歳出予算の各項間での流用可能な経費といたしまして、給料、職員手当及び共済費に係る経費を設定いたしました。

以上、令和4年度色麻町一般会計予算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、款項を追っての御質疑の際にお答え申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第22号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予

算について、提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

- 教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 議案第22号令和4年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度の歳入歳出予算の総額を1,158万6,000円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について申し上げます。歳出から申し上げます。

予算に関する説明書155ページをお開きください。

第2款1項1目貸与事業費におきまして、継続11人、新規10人、合計21人に対しての貸付けを見込み、貸与事業費を1,152万円と決めました。そのほかに、第1款1項1目積立金で基金積立金4万6,000円、3款1項1目予備費で2万円といたしました。

続きまして、その充当財源といたします歳入について申し上げます。

153ページにお戻りお願いいたします。

第1款1項1目利子及び配当金の基金預金利子4万5,000円、第3款1項1目奨学資金貸付基金繰入金の300万円、第4款2項1目返還金の奨学資金貸付基金返還金853万8,000円、寄附金、預金利子、繰越金につきましては、それぞれ1,000円と定めたところでございます。

以上、簡単ではありますが、令和4年度奨学資金貸付基金特別会計当初予算の提案理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項追っての質疑の際に御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（中山 哲君） 次に、議案第23号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

- 企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第23号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度の工業団地整備事業特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ84万9,000円といたしましたところでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして、歳入から御説明申し上げます。

予算に関する説明書158ページを御覧いただきたいと思います。

第1款繰入金第1項他会計繰入金が84万7,000円。

第2款繰越金第1項繰越金が、前年度繰越金の科目設定で1,000円でございます。

第3款諸収入第1項預金利子が、歳計現金預金利子の科目設定で1,000円でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

159ページを御覧ください。

第1款公債費第1項公債費では、平成元年度及び令和2年度の工業団地整備事業債の償還の利子74万7,000円。

第2款諸支出金第1項繰出金では、一般会計への繰出金1,000円の科目設定でございます。

第3款事業管理費第1項工業団地整備事業費では、消耗品費で5万円。

第4款予備費第1項予備費では、5万1,000円を計上いたしました。

以上、令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。詳細につきましては、款項を追っての審議の際に御説明をいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第24号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第24号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本町の令和4年度国民健康保険事業費納付金は2億373万1,000円となり、前年度より41万1,000円の増額になったところです。

令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ7億8,818万9,000円と定めました。なお、前年度当初予算と比較しますと1万4,000円の減額となりました。

また、国民健康保険財政調整基金であります、令和3年度末での基金保有残高は、1億3,590万円の見込みとなっております。

それでは、主な内容につきまして、まず、歳入のほうから御説明いたします。

予算書171ページをお開きください。

第1款国民健康保険税では、一般被保険者分、退職被保険者等分を合わせまして1億3,037万7,000円としました。令和3年の所得がまだ確定していないため、令和2年の所得を参考に算定しております。前年比で684万2,000円の減額となりました。

172ページに進みます。

第4款第1項県補助金では、保険給付費等交付金は5億5,524万9,000円を計上しており、前年比で50万9,000円の増額といたしました。

173ページに移りまして、第6款繰入金では一般会計等からの繰入金は5,743万3,000円とし、前年比で622万8,000円の増額、第2項基金繰入金では4,000万円を計上し、前年度と同額といたしました。

第7款繰越金では500万円を計上し、前年度と同額といたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

175ページを御覧ください。

第1款第1項総務管理費では2,465万4,000円とし、前年比で355万円の増額。

176ページに進みます。

第3項運営協議会費では39万1,000円とし、前年比で2,000円の減額といたしました。

177ページに移りまして、第2款保険給付費第1項療養諸費では1目一般被保険者療養給付費から178ページの5目審査支払手数料までを合わせて4億6,559万5,000円とし、前年比で307万5,000円の減額。第2項高額療養費では1目一般被保険者高額療養費から

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費までを合わせて7,064万3,000円とし、前年比で168万3,000円の減額といたしました。第1項療養諸費、第2項高額療養費については、いずれも近年の医療費の実績に基づき予算措置をさせていただきました。

179ページを御覧願います。

第3款国民健康保険事業費納付金は、第1項医療給付費分、180ページ、第2項後期高齢者支援金等分、第3項介護納付金分、合わせて2億373万1,000円を計上しました。

第5款保健事業費第1項特定健康診査等事業費では783万6,000円とし、前年比で46万2,000円の減額。

181ページを御覧願います。

第2項保健事業費では144万2,000円とし、前年比で33万3,000円の減額といたしました。

182ページを御覧ください。

第8款予備費では350万円を計上し、歳入歳出の予算調整を図ったところであります。

以上、簡単ではありますが、令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項での質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第25号令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第25号令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ8,094万3,000円と定めました。なお、前年度当初予算と比較しますと422万8,000円の増額、率にして5.51%の増となりました。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

予算書193ページを御覧願います。

第1款後期高齢者医療保険料では5,293万4,000円とし、前年比で154万7,000円の増額といたしました。

第3款繰入金では、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、合わせて2,492万1,000円とし、前年比で218万9,000円の増額となりました。

194ページを御覧ください。

第5款諸収入第4項受託事業収入では、特定健康診査等受託料で212万2,000円といたしました。

また、第5項の雑入では、後期高齢者の被保険者を対象とした健康教室を計画しており、その費用として補助金44万5,000円、保険証更新に伴う事務経費補助金として41万2,000円を見込んでおります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

195ページを御覧ください。

第1款総務費第1項総務管理費では、人件費、事務費と合わせて667万6,000円とし、前年比で51万5,000円の増額といたしました。

196ページに進みまして、第3項健康診査等事業費では、健康診査等委託料として歳入と同額の212万2,000円を計上しております。

第4項保健事業費では、健康教室に係る費用として47万5,000円を計上しております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金では7,064万3,000円とし、前年比で373万円の増額といたしました。

197ページに進みまして、第4款予備費では前年度と同額の8万5,000円を計上し、歳入歳出の予算調整を図ったところであります。

以上、簡単ではありますが、令和4年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項での質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第26号令和4年度色麻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第26号令和4年度色麻町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度介護保険特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ7億9,876万円といたしたところでございます。前年度当初予算と比較しますと1,538万9,000円の増額となりました。

歳入歳出予算の概要につきまして、歳入から御説明申し上げます。

予算に関する説明書209ページを御覧ください。

第1款介護保険料は、現年度分特別徴収保険料、普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料、合計で1億5,499万2,000円となり、前年度と比較いたしますと324万6,000円の増額となりました。

第3款国庫支出金は、第1項国庫負担金の介護給付費負担金と、210ページ、第2項国庫補助金の1目調整交付金から5目保険者努力支援交付金の合計で1億7,994万3,000円となり、371万9,000円の増額となりました。

211ページをお開き願います。

第4款支払基金交付金は、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金、合計で2億282万9,000円となり、609万3,000円の増額。

第5款県支出金は、第1項県負担金から第3項県補助金までの合計で1億1,456万4,000円となり、260万9,000円の増額。

212ページで、第7款繰入金では、介護給付費等に係る一般会計からの繰入金及び介護給付費準備基金繰入金、合計1億4,587万6,000円で、42万1,000円の減額となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

215ページを御覧ください。

第1款総務費は、第1項総務管理費から217ページの第5項趣旨普及費までの合計で2,320万8,000円となり、前年度と比較いたしますと209万円の増額となりました。

217ページ。

第2款保険給付費は、第1項介護サービス等諸費から218ページ、第5項特定入所者介護サービス等費など、合計7億3,154万円となり、前年度と比較いたしますと1,658万1,000円の増額を見込んでございます。

219ページお開き願います。

第5款地域支援事業費は、第1項一般介護予防事業費から221ページ、第3項介護予防・生活支援サービス事業費の合計で4,334万5,000円となり、307万3,000円の減額となりました。

222ページ。

第7款予備費は26万8,000円で、20万2,000円の減額となりました。

次に、議案書136ページを御覧ください。

令和6年度からの高齢者保健福祉計画第9期介護保険事業計画につきまして、令和4年度・5年度の2か年で策定業務を行うに当たり、計画策定業務の委託について700万円を限度額とする債務負担行為設定をいたしたところでございます。

なお、令和4年度は住民ニーズの把握のためのアンケート調査を行う予定でありまして、委託料として269万5,000円を計上いたしております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第27号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第27号令和4年度色麻町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度介護サービス事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ322万8,000円といたしたところでございます。前年度当初予算と比較いたしますと122万1,000円の増額となりました。

歳入のほうから御説明申し上げます。

予算に関する説明書233ページを御覧ください。

第1款サービス収入は、ケアプランの作成に係る収入を188万4,000円と見込み、前年度と比較いたしますと37万3,000円の増額となりました。

第2款繰入金は、一般会計からの繰入金として134万2,000円で、84万8,000円の増額となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

234ページを御覧ください。

第1款サービス事業費は319万8,000円で、介護予防サービス計画作成業務の一部委託等により122万1,000円の増額となりました。

第3款予備費は、昨年度と同額の2万9,000円を計上いたしたところでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第28号令和4年度色麻町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第28号令和4年度色麻町下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

令和4年度色麻町下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,482万8,000円と決めました。前年度対比では1,243万4,000円、3.43%の増となりました。

増額の主な理由といたしまして、一般管理費で下水道事業法適化に係る固定資産調査評価及び移行支援業務などで447万円の減額、特定環境保全公共下水道事業費などで1,166万8,000円の増額となったことによるものでございます。

それでは、主な事業の概要について申し上げます。

予算に関する説明書247ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費では、委託料といたしまして下水道使用料徴収事務委託及び下水道事業法適化に係る固定資産調査評価及び移行支援委託料などで762万5,000円、その他公債費の消費税及び地方消費税で1,440万円といたしました。

248ページをお開きください。

第2款農業集落排水事業費の管理費では、委託料といたしまして浄化センター等運転管理委託料、汚泥処理委託料などで1,101万4,000円といたしました。

250ページをお開きください。

第3款特定環境保全公共下水道事業費の管理費では、委託料といたしまして浄化センター等運転管理委託料、移動式脱水施設運転業務委託料などで3,065万1,000円といたしました。事業費では、委託料といたしまして、色麻浄化センター改修工事実施設計及びマンホールポンプ改修工事実施設計委託料など3,113万3,000円、新築等により新たな公共ますなどが必要になった場合の公共下水道施設設置工事費192万5,000円といたしました。

251ページをお開きください。

第4款個別排水処理事業費の管理費では、委託料といたしまして浄化槽管理委託料などで1,421万9,000円、事業費では個別排水処理施設設置工事費1,000万円で、10基程度を予定しております。

次に、議案書143ページをお開きください。

第2表債務負担行為でございますが、令和4年度水洗便所等改造資金利子補給及び水

洗便所等改造資金損失補償についての債務負担行為でございます。

また、第3表の地方債につきましては、下水道事業債の借入れ限度額を2,450万円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和4年度の色麻町下水道事業特別会計予算案につきまして提案理由の御説明といたします。なお、詳細につきましては、款項での質疑の際に御説明させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、議案第29号令和4年度色麻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第29号令和4年度色麻町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数2,167戸、年間総給水量62万650立方メートル、1日平均給水量1,700立方メートルといたしました。

予算第3条、収益的収入及び支出の予定額は1億1,968万9,000円と定め、前年度対比では141万5,000円で、0.75%の減となりました。

次に、予算第4条、資本的収入及び支出でございますが、初めに支出について申し上げます。

資本的支出を1億9,419万5,000円と決めました。

予算に関する説明書280ページをお開きください。

主なものは建設改良費で、色麻地区及び清水地区水道施設実施設計、清水地区において色麻浄水場の1号井戸の更新工事、色麻地区及び清水地区配水管の更新工事などで1億7,302万円といたしました。備品購入費では、水道事業維持管理の購入で160万円となっております。また、企業債償還金で1,655万円、合わせて1億9,419万5,000円といたしました。

278ページをお開きください。

資本的収入につきましては、国庫補助金9,128万円、企業債3,310万円など、合わせまして1億2,438万1,000円でございます。

戻りまして、議案書144ページをお開き願います。

第4条では、資本的支出額に対し不足する額6,981万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額966万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,933万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1,081万4,000円、建設改良積立金2,000万円で補填することといたしました。

145ページでございますが、予算第5条債務負担行為につきましては、期間を令和4年度から令和9年までとしまして、限度額を500万円と決めました。

予算第6条の企業債の限度額につきましては、3,310万円と決めました。

予算第7条の一時借入金の限度額につきましては、5,000万円と定めております。

また、予算第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用で、営業費用と営業外費用の

相互間の限度額を500万円と定めております。

予算第9条の議会の議決を経なければ流用のできない経費といたしまして、職員給与費2,256万6,000円といたしました。

また、予算第10条棚卸資産購入限度額につきましては、823万3,000円と定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和4年度色麻町水道事業会計予算の提案理由の御説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、款項での質疑の際に説明させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、令和4年度一般会計ほか各会計予算の提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後4時44分 延会
